

中古住宅の 検査をしてみませんか？

インスペクション+瑕疵保険に対し、**最大10万円**を補助します！

インスペクション（中古住宅の検査・診断）とは…中古住宅の売買時点の劣化状態などを把握するものです。

瑕疵保険とは…既存住宅売買瑕疵保険に加入することにより、住宅に瑕疵があった場合の負担すべき補修費用を補填する保険で、売買後のリスクと不安を軽減できます。

● 売買する住宅の状態を明らかにして提供できる

● 売買後のトラブルを未然に防止できる



● 住宅の劣化状態などを把握できる

● メンテナンスの見通しが立てられる

● 有資格者の客観的な調査のため安心できる

制度の概要

● 申請できる方

市内にある空き家バンク（売却用）に登録されている、
されていた物件の所有者（買主（個人に限る）も含む）

● 対象となる住宅

居住を目的とする売買に供する住宅

● 対象となる経費

【インスペクション補助金】

既存住宅状況調査技術者が行った、平成29年国土交通省告示第82号
「既存住宅状況調査方法基準」に沿った既存住宅状況調査に要する経費

【既存住宅売買瑕疵保険補助金】

住宅瑕疵担保責任保険法人が販売する保険加入に要する経費

● 補助額

- I. インスペクションの費用の2分の1以内（1戸あたり5万円を上限）を補助
 - II. 既存住宅売買瑕疵保険の保険料の2分の1以内（1戸あたり5万円を上限）を補助
- それぞれの合計で最大10万円を補助します。



申請受付期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（必着）

I. インスペクション補助金

II. 既存住宅売買瑕疵保険補助金

【共通】(1) 高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 誓約書(様式第6号)

- (3)建物の登記簿謄本等(申請者が売主の場合)
- (4)売買契約書の写し(申請者が買主の場合)
- (5)検査(調査)報告書の写し
- (6)請求書及び支払い確認書類
- (7)既存住宅状況調査技術者講習の終了証明書等の写し

- (3)建物の登記簿謄本等(申請者が売主の場合)
- (4)売買契約書の写し(申請者が買主の場合)
- (5)保険証券の写し
- (6)請求書及び支払い確認書類

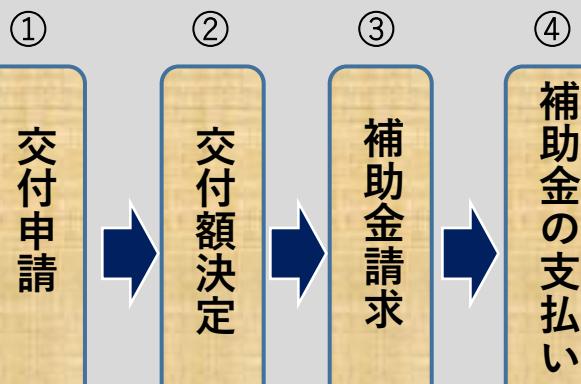
※I・II同時に申請をする場合、重複する書類は省略できます。

※お急ぎの場合や、申請期限まで日数が無い場合は市税の滞納無証明書を取得の上、添付してください。

※交付申請時の住所と登記事項証明書の住所が異なる場合、交付申請時の住所が分かるもの(運転免許証等)

申請の流れ

インスペクション



既存住宅状況調査
技術者検索



住宅瑕疵担保
責任保険法人一覧



事業の詳細は
高松市公式ホームページをご覧ください

インスペクション



空き家バンク登録物件はこちら

かがわ移住ポータルサイト
かがわ暮らし(ぐらし)



補助金交付に関するお問い合わせ

高松市役所 都市整備局

住宅建築部 住宅政策課

高松市番町一丁目8番15号

TEL: 087-839-2136 FAX: 087-839-2452

Email: jusei@city.takamatsu.lg.jp

【申込先】

○市役所9階 住宅政策課

に持参(または郵送)してください。

○月曜日から金曜日 8時30分~17時
(ただし祝日を除く)

○申込みに際しては、事前に御相談ください。